

組合員貸付金の利率変動について

貸付規程等に定める組合員貸付金利率について、基準利率(地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する地方公務員共済組合連合会が定める率)の区分に応じた率を基本の利率とし、在宅介護及び災害貸付等について特例利率が適応されます。

平成29年10月からの基準利率は0.00%となっており、改正後の貸付種別ごとに適応される組合員貸付金利率は、「基準利率が1.0%以下である場合」の区分が適応されます。

平成30年1月1日から

(単位：%)

区 分	普通貸付等	災害貸付	在宅介護
基準利率が5.0%を超えている場合	基準利率に 0.26を 加えた率	基準利率から 0.07を 減じた率	基準利率
基準利率が4.5%を超え、5.0%以下である場合	5.26	4.93	5.00
基準利率が4.0%を超え、4.5%以下である場合	4.76	4.43	4.50
基準利率が3.5%を超え、4.0%以下である場合	4.26	3.93	4.00
基準利率が3.0%を超え、3.5%以下である場合	3.76	3.43	3.50
基準利率が2.5%を超え、3.0%以下である場合	3.26	2.93	3.00
基準利率が2.0%を超え、2.5%以下である場合	2.76	2.43	2.50
基準利率が1.5%を超え、2.0%以下である場合	2.26	1.93	2.00
基準利率が1.0%を超え、1.5%以下である場合	1.76	1.43	1.50
基準利率が1.0%以下である場合	1.26	0.93	1.00

・毎年10月1日に地方公務員共済組合連合会が定める基準利率により、利率が決定